

平成25年 第4回 築上町議会定例会会議録(第4日)

平成25年12月6日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成25年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 議案第75号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての
委員会付託替えについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第75号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての
委員会付託替えについて

日程第2 一般質問

出席議員(14名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
6番 工藤 久司君	7番 有永 義正君
8番 丸山 年弘君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
13番 中島 英夫君	14番 田原 宗憲君
15番 信田 博見君	16番 田村 兼光君

欠席議員(2名)

5番 西口 周治君	12番 塩田 昌生君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	補佐 木部 英明君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 則行 一松君 財政課長 中野 誠一君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 中野 康弘君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 田村 啓二君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 松田 洋一君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 加来 直之君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 宮尾 孝好君
監査事務局長 木部 英明君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
西畑イツミ	1. 学校整備について	小学校の冷暖房設置について
	2. 町営住宅の入居について	特定目的の住宅に入居する場合条件は。
	3. 文書発送について	公文書はどのような流れになっているか。 最終的には誰に責任があるのか。
	4. 高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成について	実施する考えは。
	5. 秘密保護法(案)による影響について	築城基地からの情報等について 情報公開の取り扱い。 公務員の守秘義務の範囲は。
工藤 久司	1. 学力テストについて	今回の分析結果は？ 公表についての考え方は。
	2. 公共施設の現状について	学校の統合について(保育園等) ピラパラディ、龍城院キャンプ場の状況。 コマーレ、ソピアの稼働状況と今後。
	3. 職員の資質について	前回の問題をどのように職員に指導・教育したのか？ 各課対応は？

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第75号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第75号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員会付託替えについてを議題とします。

お諮りします。本議案については12月4日、厚生文教常任委員会に付託しましたが、税務課所管の条例の一部を改正するものであり、付託誤りであることが判明したので、厚生文教常任委員長から付託替えの申し出があり、総務常任委員会に付託したいが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は総務常任委員会にすることに決定しました。

日程第2. 一般質問

議長(田村 兼光君) 日程第2、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は、昨日の続きの議員からとします。

では、8番目に、4番、西畑イツミ議員。

議員(4番 西畑イツミ君) おはようございます。通告に基づきまして質問いたします。

まず、初めに学校整備について、小学校の冷暖房設置について質問いたします。

先日、厚生文教常任委員会で各学校を見に行きました。椎田小学校や八津田小学校、築城小学校には空調装置がついておりますが、他の学校にはついておりません。ことしの夏から秋にかけての暑さは異常といってもいいほどの暑さでした。子供たちの教育環境は厳しく、一刻も早く対策をとるべきだと思います。各学校からも強く要望が上がっておりますので、ぜひ設置をしてもらいたいと思いますが、町長及び教育長の考えをお聞かせください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 冷暖房施設ということで、一応今の上がっている学校、防衛省の補助の区域外ということになっています。

しかし、できるだけ極力、先般の学校校長会、それから同研等々の中に上がってきておるとい形になれば、逐次これは実施をしていくというふうには考えておりますけれども、何分今、3月議会ではっきりできるのではないかなと、もし私が次の議会にあれば、今すぐちゅうわけには、この2カ月の間にやりますという

わけにはいかないと思いますので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。教育委員会としましては、当然のことですけれども子供たちが快適な学校生活が送れるように努めることが大切です。よって、学校生活で学習に集中できるように環境整備を整えていくことは大切ですので、これは予算の伴うことですので、こういうところはぜひとも要求していきたいと思っています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) それは重々わかっております。なぜ私がここで冷暖房設置をして欲しいと言ったかということ、来年度予算編成が既に始まっていると思うんですよ。始まる前に各課に要望して、それが町長のほうに届くように、間に合うようにしてほしいと思ひまして質問しましたが、来年1月には町長選挙がある関係で、町長は答えを控えると言われましたが、もし町長が1月の選挙で当選された場合は、これは実施の方向に考えていただけるということでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、とにかく仮定には答えられませんし、3月の時点ではこれははっきりするんではないかなと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 仮定に答えられないと言われましたが、3月議会では課のほうで、ぜひこれは上げていただきたいと思っております。

次に、町営住宅の入居についてお尋ねいたします。特定目的の住宅に入居する場合の条件があるのかお尋ねをいたします。

私は既にこの特定目的の住宅は一般対策として、他の町営住宅と同じようになっていると思っております。でもある方から、この方は名前を聞かせていただけなかったので調査などには行けなかったのですが、入居するのに特定団体に言わないと入居できないのかと聞かれました。それは本当でしょうか。入居する場合の条件があれば説明をお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 久保都市政策課長。

都市政策課長(久保 和明君) 都市政策課の久保です。まず、特目住宅の現況から説明いたしますと、築上町の公営住宅858戸のうち、そのうち295戸が特目住宅です。全て旧地域改善向けの住宅となっております。

住宅自体は昭和30年代から昭和50年代に建設されまして、35年から40年を経過したものが多くて老朽化しております。現在、明け渡しを受けた木造住宅につきましては、入居を停止して政策空き家としております。長屋あるいは2階建てにつきましても、空き家についてはかなり手を加えなくては入居できない、そういう

状況の住宅でございますので、入居停止中の空き家として扱っております、その戸数として50戸近くの空き家がございます。このため、現在、入居可能な特目住宅としては、数個程度確保しているというそういう状況です。

議員さんが御質問の特定目的の住宅に入居する場合の条件ですが、一般の町営住宅と変わりありません。峯原団地や一丁畑団地、新開団地など比較的新しい団地につきましては入居希望が多くて、公募を行って入居を決定します。

ただし、特目住宅につきましては小規模な団地が多く、公募をしてもなかなか入居の希望者が集まって来ないということで、公募による形での募集は行っておりません。入居希望のある方につきましては、都市政策課の窓口で随時住宅の受付を行っております。入居要件を満たしていれば、団体と協議をし、入居申し込みをしてもらっていると、そういう現状です。また、団体を通しての入居の申し込みもありますので、いずれの場合、団体からの推薦状はそのとき一緒に提出してもらっているということでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、一般対策には移行していないちゅうことになるんじゃないでしょうか。家賃とかは一般対策に移行しているんですけど、入居条件とか。でも、この団体と協議したり、団体の推薦状が要するというのは一般対策に移行していないと私は思うんですが、これは町長に聞くわけはいかないんでしょうかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 特目住宅は、やはり同和地区の皆さんのためにつくった住宅だということで、この入居については、やはり町では地区出身者もしくは関係者という形で把握ができておりません。そのために、身元を確認するために協議を行いながら、町が認知しておる団体は、部落解放同盟とそれから全日本同和会と、この2団体が今のところ町が認知をしているところでございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この同和関係の法律は、もう既に終わっていて10年はたっているんですよ。地対法の部分については、それが終わっているにも関わらず、まだこういうのが残っているということは、私はちょっと意外に思ったんですが、やはりこういう部分も早急に一般対策で入居募集要項に当てはまれば入居できるというふうな、今すぐ変えれといってもなかなか無理だとは思いますが、やはりこれは検討課題と思いますけど、ぜひ検討していただきたいと思います。

まあ、今入居できるところが数カ所と言われましたので、そう何人もということはないんだと思うんですが、やはりこれはぜひ一般対策の入居条件と同じような取り扱い、こういう団体の推薦状がいらぬような、そういうような方向にしてほしいと思います。

でないと、どなたが同和出身かということは、今わからないようになっているんですよ。それがなぜ必要な

のかというのがとても疑問に思います。だから、早急にこれは対策をとっていただきたいと思いますが。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 西畑議員はちょっと勘違いをしておるところがあると思います。法は切れたと、これはいろんな諸々策いわゆるハード事業をやる法は切れましたけれども、やはり経済的に厳しいとかそういう人たちがやっぱりこの特目住宅で入りたいという希望がございます。

そういう形で、まあ、法が切れたというのは事業をやる法が切れただけでございまして、いろんな心理的な差別とかそういうものは、まだこれは国のほうも人権の中でちゃんとやっていきなさいということでやっているの、何もかにも法が切れたから全部平らにしなさいと、そういうわけにはいかないということで、我々は今の同和対策もしくは地域改善対策という形でハードは一般施策でやるけれども、心理的なもの、それから経済的なものは今までこの住宅は特目住宅ということで、同和地区の皆さんのためにつくった住宅だということで認識をしながら行政を運営をやっていることを、ちょっと理解をしていただきたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) ちょっと理解できないところ、今町長がおっしゃったんですけど、経済的に入りたいと思っている人がいるというけど、一般対策の住宅でも減免制度というのは安くするとかいうのがあるじゃないですか。

そういうんじゃないくて、そしたらここは入居する場合は家賃はただということなんですか。やはり家賃をとるわけでしょう。だったら一般の住宅の要綱でやっていけると思うんですが、今、町長は心理的なもの経済的なものがまだまだあるから、これはなくす考えはないような言い方をされましたけど、経済的な問題があるのは全ての人があります。同和関係の方だけじゃありません。一般の方、全てにあるわけです。

だから、もう特別扱いはやめるべきではないでしょうかということで、法律は切れているはずなんです。それをいまだに特別扱いをするということはおかしいんじゃないですか、考えてくださいと言っているわけです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 法が切れたという、その認識が西畑議員ちょっとおかしいと思います。実際、法が切れたから、切れたから、これは先ほど言ったように地域改善対策をする事業の法が切れただけであって、ほかの法は切れていないんですね。人権とか何かいろいろありますが、そういう形の中でやはり人権政策の中で、私は当初つくったのが、初期の目的は同和地区の皆さんのためにつくった住宅だということで、これはこれでちゃんとした初期の目的に沿った形で貸し付けをしなければいけないと。

そして、新築という形になれば、今後は一般施策になってきます、実際、西畑議員が言う法が切れて、この特目をつくるだけの国からの補助金はございませんし、そういう形の中で理解をしていただければいいんじゃないかなと思っておりますので、どうぞ、ちょっと認識が何もかにも一般施策に持っていかなきゃ法が切れたから、その考え方が私がおかしいということで、町政はそういう考え方は取っていないということを申し伝え

ます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) はい、わかりました。考えが違ふということで、私ももう一度この件については勉強いたしまして、また、機会があるごとに質問したいと思います。

次の、質問に移りたいと思いますが、文書発送について、公文書はどのような流れになっているのかということですが、町民は役場からいただく文書全て町長が目を通しているものと思っております。公文書の出し方がどのようになっているかというのを、ここではっきり皆さんにわかるように説明していただきたいと思います。

まず、町長決裁で出すもの、それから課長名で出すもの、係名で出すものというような文書があると思うんですが、この流れについて教えてください。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課則行でございます。公文書の流れがどういうふうになっているかという御質問でございますけれども、文書事務につきましては、築上町事務決裁規程というものがございまして、これに基づいて事務処理を行っております。

具体的な手順といたしましては、起案者、通常は担当の係の者が行いますが、起案者が起案をし、順次直属の上位者、係長、課長の検討を経て、最終的には決裁権者の決裁を受けるというふうにされております。

この段階の中で、課長の段階でこの文書が甲決裁、これは町長決裁になりますが、甲・乙・丙の区分がございまして、甲については町長、乙については副町長、丙については課長決裁というふうに分かれておまして、それで完了することとなっております。

この事務決裁規定の中に、別表といたしまして町長の決裁事項、また副町長の専決事項、それと各担当課長の専決事項というものが明記されておまして、それによりまして、その区分によりまして文書については、決裁が完了したというふうなこととなっております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 事務決裁というものに基づいて、この文書を発送されているということがわかりましたので、また町長、副町長、課長という分類をされて出されていることもわかりました。そこで、もし文書に誤りがあった場合、最終的にはどなたが責任をとるのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 総務課則行でございます。責任の所在につきましては、その文書の起案、作成にかかわりました全て全員にあるものと考えております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 文書の起案にかかわった全員にその責任がかかるということですが、たびたび

こういう文書の誤りが発送されておりますので、このことについては全員が責任をとるんであったら、それが起こらないはずなのに、なんで起こるかということは全員のものになっていないということになるんだと私は理解していますが、そういうことについての指導とかいうのはないのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 指導の関係につきましては、起きてからに今回はなっておりますけども、月2回役場の課長以上が集まりまして、第1と第3の大体月曜日に庁議を開いております。その中でこういう事案につきましては報告をし、また、今後の対応策ということで職員に対する指導を、各担当の課長より行うようにいたしております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 月2回、課長以上を集めて庁議を開いている。その開いて共通の理解ができるようにしているにもかかわらず、これが再三起こるということは共通理解になっていないというふうに私は思うんです。

やはり、ここは公務員たるものはどういうことかという初歩的なことから始めるべきじゃないかと思うんですよ。こんなに1年のうちに何回もあるということはまれだと思います。ほかの町村でもこんなことがそんなにはないと思うんですよ。

だから、共通認識になっていないからこういうことがたびたび起こるんだと思うんですよ。やはり起こらないように副町長はいつも接遇をきちっと研修を開いてやっているというけど、こういう文書の出し方についても、やはり研修をしたって本人が頭の中に入れなければ幾らしても同じとは言われますけど、やはりきちっとしていただかないと、町民は、「何しよんのんかあ」っちなるわけですよ。普通の企業だったら即、首ですよ。それが役場はない。だから間違っただけを出してもいいんだというふうに思っているんじゃないやろうかというような声がたくさん出ております。だから、もう少し厳しく対応していただきたいと思いますがいかがですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 職員のしたことは全て私の責任になりますよね、これ。というのが職員は私の仕事を代行しながらやっていただいておりますという形になります。ただし、職員も西畑議員が今、言われるようにこれはごもっともなこと、間違いを犯してはならないのが犯しているということで、誤字脱字もございます。僕が決裁をする中で訂正はしますけど。

僕のいわゆる範疇でない、いわゆる乙決裁、丙決裁、この場合はちょっとどうしようもございませんけれども、やっぱり課の責任者は課長が責任だということで、町長の代行をしているのは課長だよということで、私は常に例の会議の中で第1、第3の月曜日の中で話はしておりますけれども、なかなか徹底できないというか、やっぱり職員を信用しきっておるんですね。職員がつくった文書は間違いがないという形の中で、隅から隅までは点検をしていないというのは、これは現状だろうと思います。

そういう形の中で、印鑑を忘れたりとか、いろんな形が出てきております。その場合はやはり一応、これは処分の始まりでございますので、一応、懲戒委員会を開きまして、いろんな形の、これは地方公務員法で処分の程度が決められております。そしてまた、私どもの内規においても処分をする一応規定がございます。

そういう形の中で、最初は注意になりますけども、注意から訓告、戒告と、それから減給、停職というような形になりますけども、こういう文書の誤りは訓告、2回目は戒告という形になってこようかということで、これは的確な形で処分を行っておると、いわゆる訓告は処分の始まりだということで、職員も身を引き締めて、この処分をされないようにということをやっているとは思いますが、間違いであればこういう形でやりますよということは徹底はしております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) ぜひ今後こういう誤りがないように、十分注意をしてください。でないと町民は「役場は何をしようのか、自分たちから税金をいっぱい払って何しているんやろか、何しようか」そういうふうに言います。だから、そういうふうに言われぬように、ぜひ教育のほうを徹底させていただきたいと思っております。お願いします。

次の、質問に移りたいと思っております。高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についてですが、この件につきましては、昨年の9月にも質問をいたしました。予算編成に入りますので、この時期にと思ひまして私が再度質問することにいたしました。

もう寒くなってまいりましてインフルエンザがそろそろはやる時期に入りました。肺炎にかかる方が多くなる時期でもあります。また、肺炎にかかって亡くなる方も多く出始める時期でもありますので、また、町長はいつも人口が減少していると話されておりますが、ワクチンを接種すれば肺炎で亡くなる方が少なくなるし、医療費も抑えることができると思うんですよ。

町長もこれは敬老会の中の行事だったと思うんですが、これからは高齢者や障害者等を守る方策をやっていきたいと話されておりましたので、高齢者施策の一環として肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これも前に質問しましたが、学校のときの、一応、今度予算を組んでいるのは骨格予算を組むということになっておりますので、3月の時点でこれはどうするかちゅうには、また、検討しながらやっていくという形になるかと思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 国保審議会の中でも薬剤師の先生か、ぜひこれは実現してほしいということをおっしゃっていただきましたので、3月議会にはこの肺炎球菌ワクチンの助成が上がるように努力していただきたいと思っております。課長は要望を上げていただきたいと思っております、この3月議会の予算編成に、この高齢者の肺炎

球菌ワクチンの助成について、1,000円にするか2,000円にするかは、その財政状況によりますでしょうけど、ぜひ上げていただきたいと思いますので。

それが最終的には取り入れられないということもあるかも知れませんが、予算編成の段階では課からとして上げていただきたいと思いますがいかがですか。

議長(田村 兼光君) 平塚住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課平塚でございます。努力したいと思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 予算編成で各課からの要望が上がってきましたら、財政のほうでしょうか、ぜひこれを取り上げていただきたいと思っております。わかりましたか。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは私が決定で言うことでございますので、決定は私がいろんな検討をしながらやっていくという形になるかと思っておりますけど、とにかくもう2カ月という任期の中で、これはちょっと今答えるべきではないというふうなことで察しをしていただければいいかなと思っておりますので、とにかく骨格予算で、次は多分6月が本予算になるかと思っております。

そういう形の中で検討は各課はしているんじゃないかなと思っておりますいろんな形で。財政は財政で総合的に財政問題を考えながら、いいか悪いかの判断も少しやっていくというのが、これはもう財政の仕事でございますし、そこで一々課長さんに全部言うたらちょっと困るので、そのところは差し控えていただきたいと思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 今、骨格予算と盛んにおっしゃいますが、町長がやる気があれば、これは即できることなんです。だから骨格予算が云々とか言わなくても、「検討します」で、終わればよかったのに、そういうことを言われるから私がまた質問しないといけなくなるわけです。わかりました。だから、やりますと言えばいいんです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) もし、もう一回立場になればやるような形になる、まあ、額は幾らにしても、はい。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 何で反論するように、反論するようにおっしゃるのでしょうか。もしで、仮定については答えられないと言ったら、何で町長はそういうふうにも、もし何とかと言われるんですか。もうそういうことは言わないでくださいと今言ったばかりではないですか。もういいです。

次の質問に移ります。もうおかしくて質問ができないような状態になりますよ、本当に。5番目の秘密保護法案による影響についてお尋ねいたします。

国民の基本的な権利である表現の自由、思想・信条の自由、国民の知る権利を政府の勝手な判断で奪い

取り、加えて違反すれば懲役10年の罰則を与えるなど、憲法が保障する基本的人権を根底から否定する法案です。法案の内容が知れば知れるほど成果を急ぐべきではないとの声が日に日に強くなってまいっております。その中で、きのう参議院特別委員会では強行採決がされましたが、もしこの法案が成立すればどのような影響があるのかお尋ねいたします。

まず、築城基地からの情報は今までどおりされるのでしょうか。酔っぱらって民家に入り込んだような事件や、飛行中備品の落下などの事故が起きたときなどの情報は、今でもすぐには基地から入っておりませんが、遅ればせながら情報が入っております。また、カメラミッションの位置を変えたり、基地の拡張などをする場合は、今までどおり情報が入ってくるのでしょうか。

また、日米訓練などで米軍が築城基地にやって来るときの情報も、今までどおり知らされるのでしょうか。それについてお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、まだその法が決まっていないので、きょう何か参議院で決まるという形でございます。法が決まれば施行がどのようになるのかちゅうのは我々まだ定かではございません。

我々は今までどおり基地からの情報はもらえるものと思っております。そのところがもらえなければただけのように、また、申していかなければいけないし、基本的には住民のいろんな形の不安を取り除くためにも、情報はいただくということでしていくし、この秘密法案が施行されてからどうなるかというのははっきりまだ我々にもわかりませんし、国のほうもまだいろんな、あと要項をつくったりとか委員会、第三者機関をつくったりということで少し施行が遅れるんじゃないかなと思いますけど、そのところははっきり定かにはわかっていないというのが現状でございます。

我々、町職員の秘密保持というのは地方公務員法によって、秘密を漏らしてはならないということになっておりますし、それから退職した後も職務に係る秘密は漏らしてはならないと、このようになっておりますので、まあ、この秘密漏えい法案がどうなるかちゅうのは、もう本当に定かではございませんので、本来なら我々としては緩やかな形で情報公開はやっていただきたいと、このように考えておるところです。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) まだ、はっきりわかっていないから対応ができないような言い方をされましたが、これは内容がはっきりわかっていないとしても、特定の範囲が決まっておりません。それで、政府が勝手に決めることができるわけですので、こういう基地に対する情報なんかも入るかどうかわからないというようなことを、入らなければ入るように申し入れをするといわれましたが、それでさえ実現不可能なことになるのではないだろうかと思っております。

きょう参議院のほうで採決されますが、どのようになるかわからないと言われましたけど、やはり先ほども町長が言われましたように、住民の不安を取り除く、住民の安心・安全を確保するためにも先頭に立って、このことについては頑張っていただきたいと思います。

オスプレイがもし築城基地に来るようなことがあれば、反対運動をすれば、それは扇動をしたということで逮捕されるわけですから、やはり十分町民の利益になるように、町長はいろんなアンテナをお持ちでしょうか、そういうことからいち早く議会、そして住民に知らせていただきたいと思います。

次に、情報公開の取り扱いについてお尋ねいたします。

町の情報公開は、今は個人情報以外は全て公開してもらっておりますが、もしこの秘密保護法案が通れば、今までどおりでもこの情報公開はできるのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは国の秘密だろうと思うので、町の秘密というのは私は個人情報と、それから町が特許等を取るための研究をしておるとか、いろんなそういう形になれば出願期間中は秘密にしなきゃいかんということになります。

それから、入札関係でも今は公表していますから、予定価格あたりは前は秘密だったという形になりますけど、極力私は情報公開をやるべきという立場に立っておりますし、ただし個人の人権を侵害するようなことはしなきゃならないというように思っておりますので、個人情報は出さないという形だけは守っていくということで、あとはこの法案が町政に対する形も、まあ、国からの分は国は公表しているものしか私どもには公表しないと思うので、町に公表されたものは町民に公表して差し支えないんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると、個人情報以外は今までどおりの情報公開が得られるということで、一応理解しとってよろしいですか。

次に、3番目の公務員の守秘義務の範囲ですが、先ほども少し退職者のことをおっしゃっていましたが、守秘義務の範囲はどの範囲でしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 公務員の守秘義務、これも私は大きな意味では個人の人権をじゅうりんするようなこととか、そういう形の中で今、情報公開をやっていることは、私はいろんな形で、これは秘密じゃないというふうに考えておりますし、一応税務の関係とかそういうものは、これは個人のもの、他人のものを所得を漏らすとかこういうものは絶対やっちゃならんことをございまして、それからその中で、もうほとんど町職員が秘密というのはいないような形になろうかと思えます。

ただし、今の情報公開で、これは公開しないということは、これは秘密になろうかとこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると公務員の守秘義務はないちゅうことですか。あるんでしょう。その中で個人情報にかかわることは言ったらいけませんよということですか。そういうふうに理解してよろしいですか。

(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 町長はまだ秘密保護法案がどのようになるかわからないということを言われましたので、この秘密保護法案が成立することによって、公務員の守秘義務が課せられると思うんですよ。

それで、その場合はやはりどういうものが守秘義務になるかということは、職員にきちんと、また教えるようにしないと、先ほどの文書の誤りのようなことが起こったら大変なことになりますので、ぜひお願いをしたいと思います。今、手を挙げたので答えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) とにかく今の築上町の情報公開は公文書というもの。だからいろんな形で資料をつかって出してくれという形は、これは情報公開にはならないということで、これは拒否しております。

そういう形の中で、職務上知り得た秘密という形になれば、職務上知り得た秘密、これはもう本当に拡大解釈すれば大きくできるし、縮小すればできるということで、僕が築上町町長として、先ほど言った極力情報公開をすべきという形になれば、いわゆる個人情報とかそういうものは職務上知り得た秘密になるわけですね。そういう形の中で地方公務員法が、これを退職後も漏らしてはならないという形になっておりますし、あといろんな後の秘密ちゅうのはそんなに私はないと思うんですけど。

しかし、公文書を基本的には、これは情報公開で出すという形になっておりますので、その政策立案過程のメモとか何とかを出してくれとか、何とか、これはもう職員が応じきれない状況になります。だから、やはり基本的には議会であれば、また、百条調査委員会とかそういう形になろうかと思えますけど、もし厳密に言えば、しかし、厳密的には公文書、これを原則公開するという形になっておりますので、そこのところを御理解をお願い申し上げたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) そうすると公務員の守秘義務の範囲というのは、公文書を基本にして、また地方公務員法に基づいての範囲であるということで理解してよろしいですね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、政策立案過程でそういう形で、ここは秘密にしなきゃいかんとかそういうものが、これは漠然としております。しかし、できるだけそういうのは口を慎んでほしいという考え方はございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) わかりました。政策立案の過程で秘密にしないといけないような部分があればそれは知らせないけど、基本的には公文書は公開するということですね。はい、わかりました。

それで私の一般質問は終わりにいたします。

.....

議長(田村 兼光君) トイレ休憩しようと思うけれども、ついで。(発言する者あり)ならついで行っておいで。休憩してから11時からやろう。

午前10時43分休憩

.....
午前11時00分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番目に、6番、工藤久司議員。

議員(6番 工藤 久司君) 一般質問、最後となりました。通告に基づいて質問させていただきます。

前回、9月議会でも質問をさせていただきました学力テストについてです。今回の分析結果はどうだったのかということなんですが、前回は大まかな回答だったような気がしますので、細かい分析をすることでこの学力テストの意味というのがあるのかなと思いますので、まず、教育長のほうから学力テストの分析結果をお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。9月議会でも申し上げましたように、小学校では前回よりも向上し、全国平均レベルに達しております。中学校は、京築平均レベルには達しておりますけれども、全国平均レベルには達していません。詳しいことは9月議会のほうで、もう一度繰り返しますか。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 9月議会で詳しい回答を得た記憶が余りありません。何か読み書きがどうだとか、どうだこうだというような程度で、実際にどういう指導を分析をしてやっていくのか、教育委員会でどうい話をされているのかということを知りたかったんですが、回答がないみたいなので。そもそも教育長に聞きますが、この学力テストを受けるといふ原点は何ですか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。もちろん子供たちの学力を向上させることが第一、それが原則です。以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 今の回答では、よくいう50点満点ぐらいの回答ですかね。そうだけじゃないでしょう。子供たちの学力を向上させることはそれは当然のことですが、教育現場のそういうものを高めるというののも一つの目的であるんじゃないかなと思うんですね。

今、問題になっています問題というか、次に質問であります、公表についてですがという問題にも入っていきますが、結局、細かい分析とかをせっかくこういうテストを通じてしていないで、なかなかそれが生かされていないというのが今一つ問題であって、あるどこかの県知事は校長名を公表するとか、今、各市町村の首

長あたりは公表したほうがいいんじゃないかとかいうような形で賛否なっています。

ですから、今の教育長の答えで学力向上のためには当たり前なことなんですね。ですからそのために、どういう分析をして、来年度からどういう指導をしていくかということを知りたかったのが、分析の結果は9月に答えたとおりです。じゃ、9月の分析結果をもう一度お願いします。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。課題が4点ほどありました。

まず、1点目は家庭学習の時間がまだまだ少ないということで、そして家庭学習でも子供によって格差があるということ。よって、家庭学習が時間が少しでも多くなるように、家庭との連携を強化し、家庭学習を充実し、学習習慣を定着させることで学力アップを図っております。

2点目は、子供たちまだまだ学習に対する意欲が乏しいです。築上町だけではないんですけども、そういうことで児童生徒が学習に対して主体的に取り組むよう、指導方法の工夫・改善に今努めております。

3点目は、基本的な生活週間ですけれども、その上での早寝・早起き・朝御飯というのをそういう習慣みたいに、基本的な生活習慣とか社会のルール、学習ルールとか規範意識とか自尊感情とか、そういうものにはまだまだ課題がありますので、そういうことを高めることで学習()と図りながら、自分自身に自信を持って生きていく力をつけるように、今現場では取り組んでおります。

最後4点目ですけれども、小学校のときにはある程度の学力が全国平均レベルにはいっていますけれども、中学校では若干そこら辺のところ落ちてきているということもありまして、今まで以上に小中学校の交流をより活発にしていこうと思っております。

例えば家庭学習とか学習習慣とか、6年間とか3年間とか区切ることなくて9年間を通した生活の決まりとか、学習生活の決まりを今やっております。小学校と中学校の職員の交流も含めて、合同の研修会というのでも取り組んでおります。

それだけではなくて、これから特に力を入れたいのは小学校と中学校の共通の学習課題とか生活の課題が出ておりますので、そこは小中見通した、例えば椎田中校区、築城中校区を見通した課題とか目標を設定して、その具体的な取り組みをするように今取り組みをしております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) まあ、教育長なりにそういう回答があるなら、最初に答えていただきたかったなと思うんですが、そのとおりだと思うんですが、まあ、築上町も今、教育長が言われた小学校レベルは、そこそこ全国レベルだろうけれども、中学に入ると少し落ちるという結果がはっきり出ているわけですね。出ているのであれば、そこに向上させるために義務教育9年間の連携をとるとかというのが本当に大事なことだと思います。

しっかり築上町の宝である子供たちの学力を上げるということは、ここに学力テストについて質問をさせて

もらっているので、学力を上げることで我が町に、またいろんな思いを持っていただいで住んでいただくという
か、ふるさとを思う気持ちを強く持っていただくというのも、一つの方法ではないかなと思いますので、しっ
かりやっていただきたいと思います。

次に、この学力テストを公表というのが来年度から文部科学省のほうで、各市町村の教育委員会の判断で
してもいいという見出しが新聞に出ました。単刀直入に進教育長は、この公表についてどう考えているのか、
メリット、デメリットいろいろあると思うんですが、教育長の考えをお聞きます。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。今御存じのように文科省のほうで来年度からは市町村別の学校の成
績、また学校別の成績を公表してもよいという方針で今来ております。よりまして公表するかしないかは、そ
れぞれの各市町村の教育委員会のほうにあります。結論から言いますと、今のところ公表するつもりはあり
ません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 公表するつもりはないということですが、いろいろと賛否が分かれていますよね。
公表したほうがいいんじゃないか派もたくさんいるみたいだし、しない方がいいんじゃないかと。教育長が公
表しない大きな理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。理由は4点ばかりあります。

1点目は、公表していくことで学校の格差だけではなくて地域の格差が出てきます。地域によって序列化に
つながってきます。そのことによって、今、校区制が引かれていますけれども、校区制も崩れて区域間の通
学も多分出てくるのではないかと思います。そういうことで、同じ小さな市町村で、築上町でそのようなことが
あってはならないことですね。そういうことで学校の格差、地域の格差が出てくるというのが1点です。

2点目は、小規模校、例えば西角田小学校とか小原小学校とか上城井小学校は、学年によっては1人から
二、三人、四、五人ということがあるんですよ。よって少人数のために個人情報保護とか、そういう面でもか
かってくるので、非常に公表しにくい状況にあります。

3点目は、公には公表しておりませんが、教育委員会の中では学校の全て10校の全ての成績の評
価を出し、そのことについて十分に議論を重ね、具体的な方策を教育委員会の方針をそれぞれの学校に出
してあります。

そして、校長会も学校は出しておりませんが、A校、B校という形で自分の学校がどのような位置につ
けているのか、どういうところが勝っているけどどういうところが課題なのかというところを細かく分析しながら、
各現場は授業管理に努めて具体的な対策を練って、今学力向上に努めている事情です。よって、メリットより
もデメリットも非常に多いということで、今のところは公表を控えています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 教育長はそう判断をして、今の答弁であればそれはそれでしっかりやっていただくしかありません。

教育委員会の今、まさに真価が問われるところではないかなという認識です、私は、公表しないで決めたのであれば、しないなりにこの学力が向上するような方策をきちっとやっていただきたいと思うし、公表することが決して成績が上がると私も思いませんが、公表派の中にはきちっとした今の現状を把握する、知る権利があるんじゃないかなという意見もあるみたいなので、その辺は教育長が主導をして教育委員会、または学校関係にきちっとした指導をしていただいて、来年、またこういう質問をするときに、いい結果が聞けるように頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります、公共施設の現状についてということです。きのう学校の統合については、町長のほうから何人かの議員さんの質問にありました。私も、当初、学校規模適正化委員会の、統合すべきというものに関しては、統合せんほうがいいんじゃないかなという考え方でした。いろいろ資料を見て、今現状の中学校の生徒数、椎田中学校と築城中学校、もうすごい勢いでと言ったらいい方が悪いかもしれませんが、減っているんですね。

ですから、きのうも武道議員の質問の中で大多数という意見とか、数値に根拠のないようなことを町長言っていました、余りそこはいこじにらずに、本当にこの生徒の推移とか見る。もう一度しっかり検討した中で統合否かというのはしないと、施設を建ててしまってからではやっぱり取り戻しがつかないですね。

前回も言いましたけど、小学校の老朽化も含めて中学校の統廃合も含めて検討すべきではないでしょうかということをおっしゃっていただきましたが、そこはもう町長が統合しないということであれば、それが進んでいくでしょうけど、先ほど西畑議員の質問にあったように、3月にはそこに座っているかどうか分からないから、誰が座るかわからない状況、選挙がありますから、そういう状況で答えづらいということですが、今一度そこは町長、考え直すまでは言いませんが、もう少し生徒数の状況を見て一考する考えはないでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) きんのうも申しましたように、今までの情勢等々からすればそれはそれで、一応統合しないという方針は出しています。しかし、またどうなるかわかりませんよね、これまた。もし変われば、そういう形の中では、今のところ私は統合する気持ちはございませんというのが現実でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 統合はもうしないで、地域が学校がなくなると、というような今までの学校の位置づけというのも、防災の面とかいろんな地域とのコミュニティーのそういう兼ね合いというのがあったと思うので、なくなると、その地域が非常に寂しくなったりという意味合いもあるのかもしれないんですけど、ただ、やっぱり本当に教育的な面から見たら、余りに生徒数が少なくなる、2校になればそれだけの維持管理費も

かかるということもしっかり頭に入れて、もう一度3月にそこに座った節には考えていただきたいなと思います。

それと、保育園の、椎田保育園と葛城保育園の統合というか、そういう話も出ていました。まず、先ほどの西畑議員の質問と若干ダブるんですが、来年の3月31日で葛城保育園が閉園となりますという文書が回って、葛城のある方から電話がありまして、「議員知っていますか」というから「いや、知りません」というようなことがありました。

これは、まあ、最後の職員の資質についてで質問をしますが、葛城保育園と椎田保育園を統合するという計画を、今一度しっかりと説明していただきたいなと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には統合の方向でという話で、今進めております。というのが、もう両保育園とも非常に老朽化が激しいという形でございます。

そして椎田保育園は本当に低地にあります。もし災害等々が来たときはどうなるかという形になれば、やっぱり子供を預かっている間は災害の起きにくいところに持っていった方がいいだろうと。そのかわり、やはり地域の保護者の皆さん方のコンセンサスがこれは必要でございます。だから、その保護者会等々それからあと園児の推移等々という形ですれば、今非常に私立に行く方が多くなってきておるという状況もございます。

そういう形の中で、統合やむなしかなという考え方になってきている。葛城も椎田も定員の40%ぐらいしかないというふうな状況でございまして、そうすれば高台に持っていけば葛城に今、町有地がございまして、その町有地に建てて、建ち上がったときにバスで送り迎えをするという説明を、今、保護者会等々に担当課がやっておる最中ございまして、そういう形の中でそういう一つのちゃんとした形ができ上がれば、私は統合していいかなあと、このような考え方であるわけございまして、とにかくやはり地域の人たちが理解をいただくと、これがやっぱり第一条件だろうと思いますし、そういうことでバス通園と、それから葛城の町有地のほうに持って行って送り迎えこれでいいかということで、椎田地区の保護者の皆さんあたり、ある程度この了解がとれ、そしてまた地域の自治会長さんあたりも相談しなければいかんだろうかなあと考えておられて、まずやはり保護者という形の中で理解が得られれば、統合という考え方を持っておるところでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 葛城地区では、保護者会の説明が何かいろいろごたごたしながら、最後には副町長が出て行って説明をしたと聞きました。椎田の保育園の保護者代表にはその統合についての説明会と、いうかというのが実施されたんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課高橋でございます。椎田の保護者の方については、今後説明会を実施する予定にしております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 今後ですか。葛城は11月の頭くらいだったですかね。で、今、町長の答弁ですと椎田保育園は平地にある、低いところにあるから危険でもあるというようなことで、高台の葛城地区に持って行って、それにはいろいろな説明が必要でしょうということであれば、葛城地区では11月にもう説明をしているのに、どうしてその椎田地区の保護者には説明会をしないんでしょうか。なぜでしょう。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 葛城保育園の文書については誤ったというか、来年の3月廃園というような文書が流れていて、そこら辺で担当課のほうが早くやったんじゃないかなと思っております。

新しい保育園を建てるに当たっては、今、今度耐震の調査もやりますし、来年度どういう形でやるかというのは、まだ来年度の計画の話で入っていますので、今の段階で早急には説明というのはどうかなということちょっと遅らせています。

いずれにしても小中学校、今度、耐震の改正法が出たと思います。小中学校、保育園も対象になると思いますので、そこら辺も含めてやはり新しいものを建てる必要があろうかと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 葛城地区ではこういう文書が出たからして、椎田保育地区ではなんか意味のわからないことを言っていました、説明会を遅らせているみたいな、なんか情けないやら、何でそんなにしないんだらうかって不思議でたまらんですよ。副町長にも言ったし、そこはきちっと説明しないといかんのじゃないですかと言ったにもかかわらず、全然しようとしなくて、次の職員の資質に行くんですねこれが。まあ、いいや、もう。

いずれするんでしょうし、公共施設が低いところにある、保育園がある、保育園だけじゃないからですね、中央公民館とかいろんなものもあるじゃないですか。ですからそういう理論になると、全て高台に行かんといかんような話にもなってしまうようなところもあると思うので、そこはもう少し丁寧に、特に保育園の統合とかいう問題ですよ。そこはもう少し丁寧にすべきだと思いますので、副町長、町長頑張って、そこは担当課も含めてやっていただきたいと思います。

次に、ピラパラディとか龍城院とかコマーレ、ソピアとかいろいろ書いていますが、とりあえずピラパラディ、龍城院、コマーレ、ソピアの今の現状、稼働状況について説明をしていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 田村産業課長。

産業課長(田村 啓二君) 産業課の田村でございます。ただいまお尋ねの件でございましたピラパラディにつきまして、私どもの所管でございますので利用状況について御報告を申し上げます。

直近でございますが、平成24年度の利用者、特に宿泊者数は119名でございます。宿泊者以外の利用者が346名、合計469名が24年度の利用者数でございます。25年度につきましては11月末現在で宿泊者数が86名、宿泊者以外の利用者が425名で25年度につきましては合計で511名でございます。宿泊者

の数に関しては、年間ここ何年かの推移、若干の変化がございますが、おおむね100名を少し超える程度で推移をしております。宿泊者以外の利用数については年間で大きな変化がございますが、昨年度に比べますと本年度は少し利用者数が伸びているというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 神崎商工課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課の神崎です。龍城院キャンプ場の利用状況について説明をさせていただきます。25年度の利用者は29人、そして24年度は36人、そして利用者はボーイスカウト。

以上です。

議長(田村 兼光君) 宮尾生涯学習課長。

生涯学習課長(宮尾 孝好君) 生涯学習課宮尾でございます。コマーレについて御説明したいと思います。コマーレにつきましてはしいだサンコー株式会社へ指定管理を行っております。平成24年度の利用実績につきましては、コマーレの自主事業22講演を含め、平成24年4月より平成25年3月まで大ホールの使用が75件、1万7,832人、女性ホールにつきましては76件、3,146人、その他会議室の使用が48件の使用となっており、合計で2万2,034人の使用がっております。

続きましてソピアについて御報告したいと思います。

管理棟会議室を使用する会員相互の親睦を図る目的とともに、講演会や発表会を実施しております団体の普及発展に努めるとともに、地域の文化向上に寄与することを目的とした公民館育成団体23団体の定期的な利用がありまして、4月から11月の一月平均72部屋の利用がっております。

続きまして、町教育委員会主催の町民大学を初め、行政が4月から11月まで164回の使用がおります。自治会、学校教育関係で41回、一般に関しては116回の使用となっております。最大収容408名の多目的ホールにつきましては、4月から11月の間、合計で66回の使用となっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) それぞれビラパラディ、龍城院、コマーレ、ソピアの今の現状数を今教えていただいたんですが、ビラパラディは先月の委員会で、どこそこの福祉団体が貸してほしいというような申し入れがあったという話を、我々産業建設委員会に報告というお知らせがありました。

その後どうなっているのかということは気になるんですが、今の数字をざっと町長聞いてどう思ったかということ、ビラパラディは本当、旧椎田のときに私は初めて議員になったときに質問をした中で、町長は何年間の間か忘れちゃったけど、必ず黒字にするという公言をした一つの公共施設です。今の人数だけでペイできているのかなと思うというのが、非常に難しい数字かなとは思っています。

片やそういう形で福祉団体にも打診をされて貸出してもいいんじゃないかなというような話にもなっているみたいなんで、どの方向にビラパラディ、ちょっとあれだけビラパラディはいろんな議員さんが見直すべきじ

ゃないかという意見の中で、あそこの地域の活性化の場だということで答弁してきました。

それが、福祉団体に貸すか貸さんかわからないですけど、そういう話が突然聞くと、どういう方向に向かおうとしているのかっていうのがさっぱり見えないし、一貫性がないとしか言わざるを得ないんで、それも含めて、今数字と今後、今の公共施設の運用の仕方について、どういうビジョンを持ってやっていくのかお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 現状は今申したとおりでございますけど、ピラパラディ、これはもう初期の目的を終えたというふうに思っております。というのが、極楽寺はもう一応手を挙げてしまったんですね。運営できないというふうなことで、高齢化したというようなことで、じゃ、どうするかという話の中で、いろんなところから貸してほしい、前もあったんですけどね。前はある高校から借用の申し出がございました。そのときはまだ極楽寺が運営をしておりましたので、お断りをしたこともございます。

しかし、今回、極楽寺の皆さんに相談したら、もう一応極楽寺は手を引かせていただくということで、現在ほかの人がやっていて、ほかの人ちゅうかサンコーに一応指定管理しておりますよね。そして料理あたりはほかから運んでもらっているのが現状みたいでございますし、そういう形の中で、これは北九州の福祉団体でございますけど、何とかここでリハビリとかそういった機能回復等々をやりたいというふうな考え方で貸してほしいと、そして、これは通所型が主体になるんじゃないかなと思いますけど、そのところちょっとはっきりした形は出て来ませんけれども、計画書だけは出てきておりますけれども、その後のまだ打ち合わせは私には報告がないし、計画書だけの段階で、こっちもまだ貸すとも貸さんとも決定はしていないというのが現状でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) なかなか方向性が見えてないというような感じで、もっと早く手当をするべきものだと思うんです。そういう言ったら悪いですけどお荷物になってしまっている施設。もっと早く手当をしないと、結局町税をずっと垂れ流してやってきて、最後には極楽寺がだめだったから、手を挙げましたみたいな話になるわけではないですか。だから、いろんな議員さんが見直すべきじゃないかということを書いてきたと思うんです。

ですから、先ほども町長が学校はもう統合しないというような決断をしているのであれば、こういうところもきちんとして決断をしてください。後になってからいろいろだめになったから、「ごめんなさい」みたいな話で通る話ではないと私は思います。

ですから、そこは全てのものに関してトップとしてのそういう先見の明というかを見てやっていただかないといけないと思う。建物を建ててしまうと維持管理をせないかんわけです。

ですから、やっぱりそこは本当に慎重に石橋をたたいてやってもらわないと、後々残されたものを管理する負担は皆さんにかかるということを、しっかり肝に銘じてやっていただきたいと思います。

もう一度、コマーレに関してサンコーの社長は副町長ですよ、副町長がいろいろ自主事業その他盛んにやっているようなので、また今後に向けての意気込み、また方針をお聞かせ願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) コマーレは目的は地方の文化向上、それと町内のいろんな文化団体の育成といいますが、育成という言葉は大げさですけど、向上を図るとというのがコマーレの目的で。

今年度は私が、自慢していいですか、20年で一番その人口規模、座席数からみれば一番内容の充実した年じゃなかろうかなとは思っています。講演会を5本、音楽を今ありますけど3本、映画を10本、その他ツアーですが、そういうのもやって先ほど課長が答弁しましたように、20本ほど自主事業をやっておりまして、あと貸館が保育園とか、カラオケ大会とか、そういう部分には80回も使っております。

その中で、コマーレ独自の事業ですれば、一昨年1,500人だったものを、今3,500人ぐらいゆうに超えていますんで、そこはいろんな方といいますが、日本で活躍されている方を講演会に呼んだり、音楽とすれば町の座席数に合ったいいものを選んでやっていきたいなと思っております。

そういうことで、今年度は3月櫻井よしこ、4月小久保、5月渡部陽一、8月が池田昭仁、特種メイク、9月が池上彰、2月には林修、「今でしょ」の、を予定しております。そういうことで一流と言いますか、日本で活躍されている方を講演にお呼びして、町民の皆様聞いていただければと思っております。まあ、来年もそういうような形でやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 副町長が今自慢された、月ごとにいろんな講演者を呼んでやっているというのは町民の方も周知というか、いろいろ声も聞きます。

悲しいかな、建てているものに、けちつけるわけないんですが、いかんせんちょっとキャパが狭いのでいろんな団体からの話があったときに、ちょっとキャパが狭いんでこういうことができないというような声も悲しいかな聞いて、ソピアのほうどうですかという話を聞いたら、ソピアがまたそんな感じで若干狭いのでっていう声がありました。

とは言え、今言うようにその目的はやっぱり文化的なものをこの地に根づかせて、文化の根を植えつける向上をさせるという意味合いもあると思うので、今まで以上に副町長初めとして頑張っていただきたいと思えます。

済みません、通告にはないんですけど、公共施設の中で気になる蔵内邸、きのこの議員さんが11月末で2万4,000人という答えがあったんですが、それとあわせて、できれば入館料は今幾らあるのか課長、わかれば教えていただきたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 神崎商工課長。

商工課長(神崎 一浩君) 入館者数は先ほど言われてましたが、2万4,643人、そのうち団体さんが

2,570人です。そして入館料と販売収入合わせまして730万8,000円になっております。11月末現在で730万8,000円です。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 頑張ってください。3万人以上を目標に、でもこの施設も先ほど言いましたけれど、来年もあるし、再来年もあるし、10年先まであるのかどうかわかりませんが、それを3万人以上キープする、そういう意気込みでやっていただきたいなと思いますので、町長、そこは手を抜かずに気も抜かず頑張ってください。

最後の職員の資質についてという通告をしています。前回、税務課のほうでちょっと不備があったということで質問をさせてもらって、町長、副町長は厳しく指導していますということでしたので、どのような指導をあれからして、その指導は行き届いているのか、周知されているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。職員研修は大野城で県の職員研修がありまして、80項目、階層別研修、ホーム、スキルアップ、OA、実務、課題研究とあるんで、その中で80人ほど毎年研修に1泊2日で受けていただいております。その中には先ほど西畑議員の話がありましたように文書、実務等の研修もございません。

常々9月の保育園の文書を課長決裁で、文書を住民にぱっと一斉に配って混乱を起こしたというような事件もありました。今回、水道課のほうで、これも課長決裁で検針日が間違っていましたというような文書を発送したというような文書が出ています。

それで、常々私も職員研修に行っていますから、職員には言うんですけど、先ほど西畑議員さんの質問の中にありましたように、常に公務員の場合は地方公務員法、地方自治法等で守られているんです。

民間でしたらもう1カ月前給料1カ月分やって、はい、1カ月先もう来んでいいよと言われるんですよ。言いたいんですよ、本当は。私も社長を3つやっていますんで、本当はもう給料1カ月分やるから、来んでいいよと言いたいんですけど、その公務員の場合はそこは法律で守られていますんで、職員にはその分、仕事をしとてきちんとやってくれと。なおかつそのなかなか首にならない身分ですので、そこはきちんとやってくれと言いながら、それで毎月給料をたくさんじゃないですけど、もらってると、そういう中できちんと仕事をしてくれと言いながらなかなかそれはできないし、庁議のときは必ず他町村の事例を出して注意はします。

この前も伊豆市ですか、情報漏えい、それについては税務課のほうもきちんとやってくれ、それで各、今飲酒運転、福岡で6件、7件ある、それについてもきちんと飲酒運転はするな、文書については「こうこうするな」という形で注意はしておりますけれども、なかなか仕事になると我が身一人の仕事になると、なかなかそこは守られてないということで、その上、今後きのうも懲罰委員会を開いたんですけど、やはりきちんと懲罰すべきことはし、評価すべきことはして、やはりこれをやっていかないとなかなかおらないと。

で、処分には懲戒処分と分限処分の二通りがあるんですよ。懲戒というのは悪いことした場合には首という処分になる、そして分限処分というのは仕事がなかなかできない、遅刻するとか、そういう部分で分限処分という二通りがありますので、やはりここは分限処分のほうも使ってという言葉は悪いですけど、そこは適応を見て、今後職員には注意指導をしていきたいなと思っています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) こんな質問を9月また12月議会ですると思っていなかったんですが、いかんせん副町長が言ったようにミスが多い、ミスが多いんでしょうね。いずれ大きな問題を引き起こしかねないと思います。

よく労働災害とかでそれを「ヒヤリ・ハット」という言葉がある、御存じだと思うんですが、その中に「ハインリッヒの法則」というのを課長御存じですか。ハインリッヒの法則というのがあるんですよ。副町長も知らないですよね。

ですから、一つの重大事故の背後には29のっていう話ですよ。1対29対300と、300というのは課の中でちょこっとしたミスだと思うんです。今回も29の町民に対して詫び文を入れたりとか、それを何カ月間に、私が知る限りでは3回です。今言ったように税務課の問題、それから保育園の問題と上水道の何か問題があったみたいですね、そんなのが入ってくるんですね町長、耳に。何だか知らんけど、入ってくるんです。またかという感想でした。もうその重大事故につながるような状況まで行ってるんじゃないかなと思うんです。

ですから、そこは副町長が今言われたように、首とか云々とかいう生臭い話じゃなくて、しっかりさせればいいんですね。その方法をきちっとルールを守らせるということをすれば、一人一人が注意すればいずれ少なくなるし、なくなっていく。そういうミス・事故をなくすという方向に向かっていくんじゃないかなと思うんです。

以前もちょっと言ったんですが、気になることで、副町長でも総務課長でもいいんです。たばこの規制の問題ですね、以前も言ったことあるんでもう余り言いたくないんですけど、よく若い職員が3階に上がって行ってたばこを吸ったりとか、という場面を目にします。こういうことがルールはないんでしょう。

こういうルールのなさがこういうミスにつながると、今回この質問を考えているときにそう思いました。しっかりとたばこに関してだけでなく、今、例に出したんですけど、ルールづくりを副町長、町長、総務課長したらどうですか。

そうしないと、また副町長こんな質問をしなければいけないような事案というのが起こりそうな気がします。たばこに関しても喫煙に関してもルールづくりというはしっかりつくるべきだと思いますが、どう考えますか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) そちら辺はルールというか休憩時間の問題になるのかなと思います。休憩、休憩時間の、そこはちょっと検討はしたいなと思っております。何と言いますか、とにかく研修はさせて能力というか文書でも誰も能力はあるんでしょうけど、どっかで気が緩むということになれば、先ほども申しましたようにやは

り評価をして、やっぱりそこら辺はきちっといいものはいいい、悪いものは悪いできちんとやっていかざるを得ないのかな、少しそこら辺が甘いのかなとは思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) 休憩時間とは思えないほど、一回、副町長、屋上で待っておいたらわかると思います。僕も依然たばこを吸っていたんで、たばこに対しては余り言いたくないんですけど、余りにも目につくし、町民の皆様からもそういう意見が多い。

今回のこのミス連発というのは、こういうところにあると言わざるを得ないと思うんです。ですからそこはきちっとルール化をすればいいじゃないですか。吸ったらだめ、吸うのは昼だけとか、それだけの話です。それぐらい守れないのであれば、それこそ副町長さっき言ったのと相反したような、言っているけどできない。だからそういうところから守らせるというのも一つの方法ではないかなと思います。

もう1点、ちょっと話が少し職員の質というかあれなんですけど、以前、町長が、どの議員が忘れたんですけど、うちの町に住む職員、なるべく住んでほしいと。聞くと未婚の間は築上町、実家から通う。結婚をしたら行橋に出て行ったりとか、豊前に行ったりとか、いろんな事情があるんでしょう。その結婚の事情があるんでしょうけども。

ここもやっぱり職員がこのうちの町に対する思いがどうも薄いんじゃないかなと、そういうまちづくりを町長がしてないんじゃないかなと、職員に指導してないやないかと。一つ考えられるのはいろんな公共料金、例えば水道代の問題とか、国保税の問題とかそういうものが行橋のほうが安いとか、豊前のほうがどうだとかいうのもあるんでしょうけど、やはり職員がうちの町に住んでいただくようなまちづくりをすることで、職員の意識も上がる。いいまちづくりができると思いますが、知れる範囲で、今、築上町以外から通っている職員は大体何パーセントぐらいいるんでしょうか。大体で課長。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 私も町外から通っていますけども、その分ちょっとまだ確実な数字ではないんですけども、大体3割ぐらいではないかというところでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(6番 工藤 久司君) もう時間もそろそろなんで、何回も言うようですが、こういう職員の資質の向上というか、事務能力をもっと上げるべく研修を町長、副町長してもだめだったら、何かやっぱり次の手を打たなければいけないんじゃないかなと。何か、ようわからんけど。

ただ、やっぱりそこはやっているものが報われるようなそういう実力主義的なものもひとつ人事評価の中に入れてとかというのも、一つの方法のような気がします。何かやっているやつはやっている、やらないやつはやらない、でも一緒じゃないのって言ったらやる気のある職員はどんどん、どんどんやる気を押せますね。ですから首にできないと首のせいとは言わないし、しっかり頑張ってもらえばいいだけの話なんで、そういうこと

をしっかりと頭の中に入れながら、ルールづくりをまずして、やっていただきたいと思います。
終わります。

議長(田村 兼光君) これで本定例会での全ての一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。御苦労さんでした。

午前11時52分散会